

令和4年度
行政監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 3 号

令和4年8月10日

東大阪市監査委員	柴 田 敏 彦
同	牧 直 樹
同	安 田 秀 夫
同	西 村 潤 也

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第9項及び第10項の規定により決定した監査の結果に関する報告及びその意見を提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和4年度行政監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第3 監査の対象

東大阪市第3次総合計画の重点施策中、「高齢者が活躍するまちづくり」に係る同計画第1次実施計画に位置付けられた事務事業等（主に令和3年度分）

分野	分野別施策	事業名	所管課（対象部局）
スポーツ・文化・産業	多様な働き方と働く場の創出	高齢者就業対策事業	都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室
健康・福祉	高齢者の活躍と地域における支えあいの推進	認知症総合支援事業	福祉部高齢介護室
		介護予防 ICT 推進事業	地域包括ケア推進課
健康・福祉	健康づくりと保健衛生の推進	食を通じた健康づくり事業	健康部保健所 健康づくり課

（東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より）

第4 監査の着眼点

東大阪市第3次総合計画において、高齢化が進む中、高齢者が地域社会を支える担い手として元気に活躍するまちづくりを目指し、「高齢者が活躍するまちづくり」を重点施策として掲げている。

今回の監査は、当重点施策に関わる事業が計画的に行われ、かつ効果が現れているかについて、東大阪市監査基準第4条第1項第2号に基づき実施した。なお、効果を測る指標等は、東大阪市第3次総合計画第1次実施計画に限らず各施策計画に定められた指標についても判断の対象としている。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の確認等を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- (2) 実施日程 令和4年5月11日から令和4年8月10日まで

第7 監査対象事業の概要

1 高齢者就業対策事業（都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室所管）

（1）事業の概要

事務事業名	高齢者就業対策事業
目的	働く意欲がある高齢者が活躍し続けられるよう、高齢者就労支援としてニーズに応じたマッチングの機会等を提供する。またシルバー人材センターを充実させるなど、高齢者の希望に応じた活躍ができる環境づくりを行う。（東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より）
内容	<p>令和3年度実施事業</p> <p>① 市内在住の60歳以上79歳以下の高齢者より無作為に抽出した3,000人を対象とした高齢者の就労状況と今後の働く意欲に関するアンケート調査を委託して実施した。 回収数 1,408件</p> <p>② 市内在所の従業員数5名以上の事業所より無作為に抽出した3,500社を対象とした高齢者就労に関する実態・ニーズ調査を委託して実施した。 回収数 1,095件</p> <p>なお、令和4年度において、就活応援窓口事業、地域就労支援事業、高齢者就業対策事業の3事業を同一の事業者へ委託する。高齢者就業対策事業としては、おおむね55歳以上の高年齢者を対象に以下の3業務について提案を求めており、その提案にあたっては、当調査を参考にし、高齢者の就業に関する問題の解決に繋がるような提案を行うことを求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同企業説明会事業 ・ 高齢者雇用に関する情報発信業務 ・ 各種セミナー開催 <p>【参考】その他の高齢者就労対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援センター（意岐部・永和）の活用 高年齢者（55歳以上）相談実績 新規2名、継続3名（令和3年度末現在） ・ 公益財団法人東大阪市シルバー人材センターの活用 会員（60歳以上）数 1,492人（令和3年度末現在）
予算等	<p>高齢者実態調査支援業務委託</p> <p>令和3年度決算見込 委託料 1,198,890円</p> <p>中小企業経営実態調査委託</p>

	令和3年度決算見込 委託料 1,500,000円 高齢者就業対策事業委託 令和4年度当初予算 委託料 4,000,000円			
指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業の進捗状況	ニーズ調査	事業構想	事業開始
(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より)				

2 認知症総合支援事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

(1) 事業の目的

認知症初期集中支援チームの活用により認知症の早期発見・早期支援を行うとともに、認知症サポーターの養成を行う。また、地域や市役所内でも認知症当事者と接する機会を設け、認知症への理解をより深めるとともに、当事者が自身の「できること」を認識することで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる場の創出のきっかけとする。
(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より)

(2) 事業の概要

ア 認知症サポーター等養成事業

事務事業名	認知症サポーター等養成事業
目的	地域又は職場において認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進すること (東大阪市認知症サポーター等養成事業実施要綱より)
内容	令和3年度実施事業 認知症サポーター等を養成する事業であり、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に以下の事業を委託して実施している。 ・キャラバン・メイト養成研修事業 認知症サポーター養成講座の企画・立案を行うキャラバン・メイトを養成する。 キャラバン・メイト養成講座受講状況 府で3回 4名 キャラバン・メイト数(累計) 147名 ・認知症サポーター養成事業 認知症サポーター養成講座開催状況 63回 2,471名 認知症サポーター数(累計) 45,141名 ・オレンジメンバー養成事業 認知症サポーター養成講座修了後、ステップアップ講座を修了し、認知症の人やその家族を支援するチームオレンジのメンバーとして

	<p>ボランティア活動を行う者（オレンジメンバー）を養成する。チームオレンジは令和3年度から開始。</p> <p>ステップアップ講座の実施状況 2回 26名</p> <p>オレンジメンバー数（累計） 26名</p> <p style="text-align: right;">※数値はいずれも令和3年度末実績</p>												
予算等	令和3年度決算見込 委託料	9,823,754円											
	令和4年度当初予算 委託料	10,712,000円											
指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター養成講座</td> <td>100回講座 1,500人受講</td> <td>130回開催 3,000人受講</td> <td>140回開催 3,500人受講</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（東大阪市いきいき長寿TRYぷらんIXより）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">認知症サポーター数の割合</td> <td>市内総人口に占める割合 10%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（国の考え方に準じる）</p>				令和3年度	令和4年度	令和5年度	認知症サポーター養成講座	100回講座 1,500人受講	130回開催 3,000人受講	140回開催 3,500人受講	認知症サポーター数の割合	市内総人口に占める割合 10%
	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
認知症サポーター養成講座	100回講座 1,500人受講	130回開催 3,000人受講	140回開催 3,500人受講										
認知症サポーター数の割合	市内総人口に占める割合 10%												

イ 認知症初期集中支援推進事業

事務事業名	認知症初期集中支援推進事業
目的	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わるための医療と介護の専門職と認知症サポート医で構成される認知症初期集中チームを配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ること</p>
内容	<p>令和3年度実施事業</p> <p>認知症初期集中支援チームを配置して支援体制を構築する事業であり、東大阪市各医師会に委託している。</p> <p>認知症初期集中支援チームは、2人以上の専門職と1人の専門医から構成されており、地域包括支援センター、ケアマネージャー、訪問看護師からの情報提供を受け、初期支援を行う。</p> <p>新規相談件数 27件</p> <p>新規相談件数のうちチーム員介入件数 26件</p> <p>検討事例数（延べ） 127件</p> <p style="text-align: right;">※件数はいずれも令和3年度末実績</p>
予算等	令和3年度決算見込 委託料 10,217,353円
	令和4年度当初予算 委託料 12,400,000円

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	チーム相談件数 ※1	176件	176件	176件
	(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より) ※1 相談件数=検討事例数(延べ)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	チーム員対応数 ※2	45件	55件	65件
	(東大阪市いきいき長寿TRYぷらんIXより) ※2 対応数=チーム員介入件数			

3 介護予防 ICT 推進事業

(1) 事業の概要

事務事業名	介護予防 ICT 推進事業
目的	<p>高齢者へのタブレットの貸出しおよびオンラインによる運動機能向上プログラムを実施する。また、地域包括支援センターへタブレットを配備し、介護予防教室等に活用することで、地域の高齢者が ICT ツールに慣れ親しむ機会を創出する。コロナ禍における新たな様式の介護予防事業に取り組み、高齢者の運動機能とデジタルリテラシーの向上を図る。(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より)</p>
内容	<p>令和3年度実施事業</p> <p>事業に参加する高齢者にタブレット端末等を貸与し、オンラインによる非接触対面式での運動機能向上プログラムを提供するとともに、高齢者が ICT ツールを自身の生活において活用し、QOL を高めるきっかけづくりを行う事業であり、委託して実施した。</p> <p>なお、当事業は令和3年度で終了し、令和4年度以降一般介護予防事業の一部として再構築する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象は65歳以上(市内在住)の高齢者 定員30名 ・44名応募があり、抽選により決定 ・「楽しくトライ体操」などの介護予防体操プログラムの実施(全8回、1回60分程度、週1回) 参加者 各回20~23名 ・参加者にSIMカード付きタブレットを貸与 ・参加者に対する対面による説明会の実施 ・プログラム終了後、参加者とのオンラインミーティングを実施しフォローアップ提供(月1回、計3回) 参加者26名 ・期間中の電話等によるフォロー

	<p>・アンケート調査・体力測定の実施（2回、開始前と終了後） アンケート調査回答者数 19名 うち、今後も ICT を活用し続けたい、機会があれば続けたいと19名が回答 身体機能評価 12名</p> <p>【参考】介護予防 ICT デバイス環境整備事業 タブレット端末 110 台を地域包括支援センターに配備</p>								
予算等	<p>令和3年度決算見込 委託料 2,000,000 円 令和4年度当初予算 令和3年度で終了</p>								
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「今後も ICT を活用し続けたい」と答えた参加者の割合</td> <td>85%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より)</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	「今後も ICT を活用し続けたい」と答えた参加者の割合	85%	90%	95%
	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
「今後も ICT を活用し続けたい」と答えた参加者の割合	85%	90%	95%						

4 食を通じた健康づくり事業（健康部保健所健康づくり課所管）

(1) 事業の概要

事務事業名	食を通じた健康づくり事業
目的	<p>大学等と連携し、若い世代への食育を進めることで、将来の生活習慣病予防や次世代の子どもの食生活など、生涯にわたる食育の実践につなげる。また、将来的には地域の高齢者支援機関とも連携を図ることで、食生活に由来する認知症やフレイル予防に取り組む。</p> <p>(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より)</p>
内容	<p>令和3年度実施事業</p> <p>市内4大学の大学生を対象に、食生活の実態等に関する調査をオンラインで実施した。</p> <p>この調査等を踏まえ、令和4年度から令和8年度までを計画期間とした第4次東大阪市食育推進計画が策定された。</p> <p>令和4年度以降はこの調査結果を考慮しながら、大学生に対して食育事業を実施していく予定である。</p> <p>・アンケート調査</p> <p>実施方法 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大学内の活動に制限があったため、オンラインで実施 ポスターの学内掲示等により周知</p> <p>実施期間 令和3年9月～10月</p>

	<p>回答者数 568名 内容 食生活の状況、体型についての感じ方など ・大学生に対しての食育事業は、令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できていない。</p> <p>【参考】 高齢者に対しては、フレイル予防を目的とした食事や運動などの生活習慣に関する出前講座や高齢者施設などの給食施設へ指導・支援等を行っている。</p>								
<p>予算等</p>	<p>食育関係事業（上記事業以外の食育関係経費も含む） 令和3年度決算見込 505,740円 内訳 講師謝礼240,000円、消耗品費25,740円、 印刷製本費138,000円、通信運搬費12,000円、 食育推進事業委託料90,000円 令和4年度当初予算 437,000円 内訳 消耗品費30,000円、印刷製本費35,000円、 通信運搬費12,000円、食育推進事業委託料350,000円、 駐車場借上料10,000円</p>								
<p>指標</p>	<table border="1" data-bbox="507 1106 1394 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の進捗状況</td> <td>実態把握 (アンケート)</td> <td>大学等と連携・ イベント実施</td> <td>大学等と連携・ イベント実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東大阪市第3次総合計画第1次実施計画より)</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業の進捗状況	実態把握 (アンケート)	大学等と連携・ イベント実施	大学等と連携・ イベント実施
	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
事業の進捗状況	実態把握 (アンケート)	大学等と連携・ イベント実施	大学等と連携・ イベント実施						

第8 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

高齢者就業対策事業（都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室所管）

就労支援センターについて

当室が所管する就労支援センター（意岐部・永和）は、業者と委託契約を締結し、支援を希望する対象者に対して年齢制限を設けず、就労支援を行っている。

ところで、令和3年度利用実績は、新規13名、継続8名の合計21名となっており、延べ144件の相談を受けている。そのうち55歳以上の高齢者の利用は新規2名、継続3名の合計5名となっている。また、今回実施した高齢者の就労状況と今後の働く意欲に関するアンケート調査において、過去10年以内に利用したことがあるとの回答は1件のみであった。

就労支援センターの周知に努めるとともに、費用対効果の視点から検証し、今後の活動のあり方について検討されたい。

認知症総合支援事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター等養成事業委託契約について

東大阪市認知症サポーター等養成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認知症サポーター養成事業、キャラバン・メイト養成研修事業及びオレンジメンバー養成事業について、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託している。

ところで、要綱のほかに仕様書がなく、講座開催や広報活動等について具体的に規定されていない。また、事業報告には認知症サポーター養成講座の実施状況は報告されているものの、その他の業務が具体的に報告されていない。

仕様書を作成し、委託先が行うべき業務を明確にしたうえで、適正な事業報告を求められたい。

介護予防ICT推進事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

委託業務における安全管理について

介護予防ICT推進事業について、業者に委託しているが、仕様書において規定されている安全管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(1) 委託先の過失による事故等は保険加入などで対応すると規定されており、保険

- 加入の有無を口頭で確認しているが、保険証書等による確認を行っていないもの。
- (2) 緊急時の対応として、事故が発生した場合は速やかに市、参加者家族に連絡を行うと規定されているが、緊急時の連絡先を任意による提出としているもの。
 - (3) 参加者にプログラム内容やリスクの説明を行ったうえで、参加意思の確認を文書で行うと規定されているが、説明後の確認を文書で行っていないもの。

第9 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に基づき次のとおり意見を付す。今後の事務執行の参考とされることを望むものである。

高齢者就業対策事業（都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室所管）

1 シルバー人材センターの会員数について

公益社団法人東大阪市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の、60歳以上の人口に占める会員数の割合である粗入会率は令和2年度で0.9%であり、大阪府全体（1.7%）や近隣市である八尾市（2.0%）などと比べて低くなっており、会員の増加が課題となっている。

今回実施した高齢者の就労状況と今後の働く意欲に関するアンケート調査においては、シルバー人材センターに対する意識等を調査している。その中で、シルバー人材センターへ入会したいかどうかの設問に対し、入会したくないと回答した人は64.3%であった。入会したくないという理由の中には、会員の増加を図るうえで有用な情報もあると考えられる。今後、追加の調査等を行う場合は、直接意見を聞き取る機会を設ける等の手法について検討し、今後の会員の増加に繋がりたい。

2 高齢者及び事業所を対象とした調査について

高齢者の就労状況と今後の働く意欲に関するアンケート調査において、現在働いていると回答した人のうち、現在働いている会社と定年前の会社が異なる人は40.3%であった。また、事業所を対象とした高齢者就労に関する実態・ニーズ調査においては、65歳以上の従業員がいる事業所のうち、社外から新規で採用した65歳以上の従業員の有無について、有と回答した事業所は33.5%であり、これらについては当室の予想を上回る高い結果であったとのことである。

本市の高齢者就労の参考になり得ると考えられるものであり、今後の事業構想に活かされたい。

認知症総合支援事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

認知症サポーター等養成事業

1 認知症サポーター養成の充実強化について

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるようにするためには周囲の理解促進が必要不可欠であり、認知症サポーターを養成することは、大

変重要な事である。

認知症サポーター養成講座については、委託先である社会福祉協議会発行の東大阪ふくしだよりに掲載して周知している。また、当講座も紹介している認知症あんしんガイドブックは認知症及びこれに関する施策をわかりやすく説明した冊子で、地域包括支援センターや医療機関等で配布している。今後も広報の充実に取り組みたい。特に、広報の一手法であるウェブサイトについては、市及び委託先ともに、目に留まりやすい内容に改善されたい。

さらに、認知症施策推進大綱においては、認知症の人と地域に関わる事が多いと想定される企業・職域や、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する認知症サポーターの養成を推奨している。令和3年度には、企業・職域については3件、学校等については25件の講座を開催している。今後も積極的に企業や学校等に働きかけ講座受講に繋がりたい。

本市では認知症サポーター数について市内人口の10%を目指しており、令和3年度末現在は9.2%で、令和5年度に目標を達成できる見込みとのことである。一方、新オレンジプランによると、令和7年には65歳以上の約5人に1人が認知症であるといわれており、より一層認知症を理解する環境の醸成を図る必要があるといえる。

上記意見を踏まえ、引き続き認知症サポーター養成の充実強化に努められたい。

2 認知症サポーター養成講座の開催について

認知症サポーター養成事業を社会福祉協議会に委託している。

認知症サポーター養成講座の開催は、受講を希望する者がおおむね5名以上の者を募ったうえで講座開催申込書を提出する方法をとっており、申込があったときに開催するという受け身な事業実施方法となっている。

一方、一部の地域包括支援センターでは、当事業委託とは別に講座を定期的を開催しており、受講者が少人数であっても参加できる講座を行っている。

計画的で工夫のある講座を開催させるなど、より参加しやすい講座づくりについて検討されたい。

認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームの活用について

医療と介護の連携強化を構築し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応の支援を行うため、認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」という。）の配置を東大阪市各医師会に委託している。平成29年度に1チームを立ち上げ、令和2年度はこれを拡大して布施・河内・枚岡エリアに各1チームを配置している。

令和3年度は、東大阪市第3次総合計画第1次実施計画の指標であるチーム相談件数が、目標176件に対して実績127件、東大阪市いきいき長寿TRYぷらん区の指標であるチーム員対応数が、目標45件に対して実績26件と、共に目標数値に達していないのが現状である。

目標達成の阻害要因の解消に向けて、現在までの実績や他市の状況など様々な角度から検証されたい。また、東大阪市各医師会と地域包括支援センターとの連携強化について積極的に働きかけるよう努められたい。

介護予防 ICT 推進事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

1 参加者へのアンケート調査について

当事業は、コロナ禍における新たな介護予防事業として、65歳以上の高齢者を対象に ICT ツールを活用した運動機能向上プログラムを実施することで、高齢者のデジタルディバイド（情報格差）の解消と QOL（生活の質）の向上に寄与することを目的としており、事業定員 30 名を超過する参加申込があった。このことから、事業開始時には、当事業に対して一定のニーズがあることを把握することができる状態にあったといえる。

また、事業終了後にオンラインで実施したアンケート調査は全ての参加者から回答を得ることはできなかったが、回答した者は「今後も ICT を活用し続けたい」「機会があれば続けたい」と回答しており、当該事業が高齢者への ICT の利活用を推し進め、介護予防事業の側面からも実施することができるという実績もできた。

一方、アンケート調査に協力したくない、協力できない状況にあった参加者がいたことも事実であり、事業継続、拡充、展開を検討する場合においては、そのような者の声を含めて調査、分析することによって今後の施策に活用することができると考えられる。

当事業は令和 3 年度で終了となったが、再構築する事業に反映できるよう研究に努められたい。

2 地域包括支援センターにおける ICT の利活用について

新型コロナウイルス感染症を契機として社会情勢は大きく変化した。急速なスピードでデジタル化が進み、ICT も浸透している中、高齢者におけるデジタルディバイドの解消は超高齢社会の喫緊の課題であると言える。このような状況のもと、市内の高齢者の状況を考慮したうえで、新たに ICT を活用した一般介護予防事業を実施したことは大いに評価できるものである。

ところで、市は介護予防 ICT デバイス環境整備事業として市内 22 か所の地域包括支援センターに 110 台のタブレット端末を配備している。介護予防 ICT 推進事業から見えてきた課題を踏まえ、今後は、より地域に密接している地域包括支援センターでも高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定が図れるよう、これらの端末を有効活用した取組を進められたい。

また、コロナ禍においては、高齢者に限らず、市民参加型の事業の実施が困難であったと推察する。介護予防 ICT 推進事業から得られた効果や課題を広く情報共有することは、市全体の事業の質の向上に繋がると考える。なお一層の連携強化を期待する。

食を通じた健康づくり事業（健康部保健所健康づくり課所管）

1 大学生を対象としたアンケート調査の実施方法について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い対面での接触を減らすことが求められ、当初考えていた大学での食育イベントに合わせたの聞き取り調査等が行えない中、オンラインでアンケート調査を実施した。また、食育推進ネットワーク会議の参画団体である大学には、当会議の委員から学生に直接働きかけてもらうなどした結果、一定数の回答を得ることができた。

一方、当アンケート調査は令和3年9月から10月までの間に実施されているが、長引くコロナ禍で予定していた聞き取り調査等が困難となる可能性はあらかじめ想定でき、この想定のもと十分な検討を行ってれば、より適切な方法でアンケート調査を実施できたものと思料する。

今後、実態把握等のためアンケート調査を行う際は、その都度、調査目的や調査内容に応じた適切な実施方法を十分に検討されたい。

2 大学生を対象とした食育事業について

令和4年度からの第4次東大阪市食育推進計画における重点的な取組として、若い世代における食育の推進が挙げられている。従来は対面による食育事業を基本としていたが、対面以外の手法として、オンラインでの食育事業も積極的に取り入れられたい。特に、大学生にとって身近なものであるSNS等を活用することについても検討されたい。

また、公民連携協働室は、本市と大学間の連携を深め発展を図ることを目的として、東大阪市大学連絡協議会を設置し、学官連携事業等を実施している。このような事業は新たな経費をかけることなく利用できるものであり、積極的に活用されたい。